

# 第5章 地震災害予防計画

## 第1節 基本方針

第1項 基本方針

第2項 地震防災緊急事業整備計画

### 第1項 基本方針

#### 《 基本方針 》

防災関係機関は、一般災害対策編 第2章 各節に定めるもののほか、特に、本章に定める事項に留意して地震災害予防のための事業を検討する。

震災対策の効果を発揮するためには、長期的な防災対策の目標(防災ビジョン)に基づき、地震に強い市域土を整備するための事業を推進していく必要がある。具体的には、都市・地域の防災構造化、建築物、各種ライフライン施設の耐震化・安全化を進めるとともに、各機関毎に、地震発生時の初動体制を整備し、被災施設等の早期復旧や被害の拡大防止を実施できるようにしておくことが重要である。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、さまざまな対策を組み合わせることによって、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から災害に備える、「減災」の考え方を防災の基本方針とする。

#### 1. 人命損失防止対策の重点的推進

地震災害時には、第1編「総則」第3章「災害の想定」で示したような種々の人命損失危険が存在する。このような人命損失を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。とりわけ、建物（被害）に対する対策及び地震津波防災上の必要な教育及び広報の推進を重視する。

#### 2. 重度の生活障害防止対策の推進

激甚な地震災害では重度の生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

#### 《 地震による人命危険および重度の生活障害 》

危険等	内容
人命危険	<ul style="list-style-type: none"><li>・倒壊家屋の下敷き・生き埋めによる人命危険</li><li>・転倒落下家具による人命危険</li><li>・ブロック塀等の倒壊による人命危険</li><li>・地震時火災による焼死危険</li><li>・地震時土砂災害による（生き埋め）人命危険</li><li>・高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命危険</li><li>・重症患者・重い持病のある人のライフラインの損壊や適切な診療機会の喪失に伴う人命危険</li></ul>

重度の生活障害 (生活の長期制約)	・重傷に伴う生活障害 ・長期の避難所生活 ・長期の応急仮設住宅生活 ・長期にわたる生活再建の困難 ・ライフライン（水・電力・ガス・道路）の長期機能停止・低下に伴う寝食住および交通（通勤・通学・営業等）の長期制約 ・その他の生活上の重度な制約（例：葬儀，医療，教育，ごみ・し尿処理などの重度な制約）
----------------------	---

### 3. 防災的な土地利用の推進

災害から住民の生命・財産を守るため、県の実施した防災アセスメントの結果をもとに災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、住民と行政が協力して安全な土地利用を推進する。

- (1) 県の実施した防災アセスメントの結果及び活断層調査結果等を参考に、より精度の高い災害に関する情報の収集・整理に努め、住民や行政が利用できる災害危険情報を整備する。
- (2) 災害の危険性の高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して安全な土地利用を指導・誘導する。

### 4. 防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災、東日本大震災では、市役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障をきたしたことに配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。この場合、防災アセスメント結果等を参考に、市の危険度、防災基幹施設の重要度等を考慮し、防災対策を推進する。

### 5. 防災力の向上

大規模災害時には防災関係機関だけでは対応できないことから、防災関係機関における防災力の向上のほか、住民、自主防災組織、事業所等の防災力の向上を推進する。

### 6. 効果的な応急対策のための事前対策の推進

地震災害時に効果的に応急対策活動を実施するため、平常時から必要な事前対策を推進する。

## 第 2 項 地震防災緊急事業整備計画

### 《 基本方針 》

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、「地震防災対策特別措置法（平成 18 年改正 法律第 85 号）」に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業を推進する。